会議名	全国自立援助ホーム協議会あり方検討委員会(高機能化・多機能化グループ)第5回
日時	2022 (令和4) 年 1月5日 (水) 10:00~12:00 場所 オンライン (zoom利用)
出席者役割所属※敬称略	・串間範一(会長/ウイング・オブ・ハート)・前川礼彦(副会長/湘南つばさの家)・松本耕造(副会長/清周寮)・恒松大輔(事務局長/あすなろ荘)・川口充紀(制度政策:長/わだちの家)・内藤直人(調査研究:長/鳥取フレンド)・本間征二(研修:副/KCカルム)・万治貴史(事務局/カリヨンタやけ荘)・平井誠敏(慈泉寮)

○協議内容

⇒結論(助言や次回以降への課題も含)

- 1、一時保護委託、若者ショートステイの可能性と課題
- ○一時保護
- ・社会的養育全体の課題の中で自立援助ホームが担う役割について議論されたい。
- →一時保護所の満床状態。18歳以降の一時保護が可能な社会資源がないに等しい。
- ・通常利用者との関係や責任の所在等、課題は多い。
- ・自立援助ホームならではの一時保護のあり方を模索できないか。
- ・児童相談所以外(市役所、警察等)の社会資源からの受け入れや退居後の再入居への対応。
- ○若者ショートステイ
- ・地域支援のあり方に示唆。家庭以外の居場所があることで家族以外の地域の応援者ができる。
- 2、アンケート調査結果から
- ・現状についての整理。
- ・回答のあったホームの 2/3 が一時保護受け入れ実績あり。 受け入れなかった理由に満床であることを挙げているホームも多く、ニーズは少なくないか。 (小中学生の受け入れ実績もある)
- ・利用契約に向けての試用期間としてのニーズが最も高い。
- ・医療分野からのニーズも見受けられる。
- ・「入居者確保、暫定定員回避」や「関係機関への協力」が受けたい理由に挙がっており、地域 ごとの事情、ニーズが特徴的である。
- ・18歳以上の緊急保護受け入れ先としてのニーズは高いか。
- ・必要性は感じつつも、課題が山積。関係機関との連携、職員不足等。
- ・短期利用(自立訓練、レスパイト)での一時保護利用も有効か。

⇒まとめ

・今後、自立援助ホームとしての一時保護のあり方を統一するのは難しいが、①支援方法の確立、②連携システム、③担当職員、④専用施設、⑤暫定計算、委託費単価の改定、等の整備が必要。

現状把握しつつ、継続的な議論が必要。

- ・前回のステップハウスの議論とも重なる部分もあり、
- 3、各ブロックの状況(必ずしもブロック内全体の状況ではない)
- ・北海道ブロック…入居前提の試用期間としての利用が多い。 札幌市…一時保護の利用が頻繁でニーズが高いようだ。
- ・近畿ブロック…一時保護が前提のホームもある。 長期化している(高校3年間)ケース。

- ・中国ブロック…ストーカー、DV被害ケース。病院(入院)と行き来しているケース。
- ・東京ブロック…都から一時保護の受け入れ要請がある。定員外の受け入れも可。 ホームごとで受け入れスタンスが異なる。

児童福祉司の認識にも差異があるか。

・東海ブロック…受け入れてはいるが、見通しが立たないと厳しい。

(慈泉寮) 就学者は委託措置に切り替える。

・九州ブロック…一時保護専用のホームを立ち上げた。

アセスメントの重要性。子どもを知る機会が保障されたい。

県によって方針が違っている。

- ・四国ブロック…ニーズの狭間を埋める。2歳からの受け入れ。行政のニーズでもある。 両親の承諾があれば小学生以上は受け入れる。
- ・東北ブロック…低年齢の受け入れをしているホームもある。
- ・南関東ブロック…児家センからの打診。児童養護施設からの一時保護から本利用となったケースもある。

○意見交換

- ・子どもシェルターが一つのモデルとなり得るか。
- ・自立援助ホームとして一時保護を受け入れるのであれば、対象は義務教育終了後とすべきか。
- ・一時保護専用の GH を運営している児童養護施設もある。
- ・子どもシェルターとも意見交換されたい。
- ・子どもシェルターでも医療的なケアが必要なケースが多い=出先がなかなか決まらずに長期化 し、暫定定員となる年度もある。
- ・地域性や法人の事情にもよるがどういった社会的ミッションの元、活動しているかを熟慮され たい。
- ・児童相談所の一時保護所の下請け的な立場にもなり得る。
- ・職員体制が不十分な状態で、教育を受ける権利をどう保障するか。
- ・従来の一時保護とは異なるが、必要であれば 18 歳以上のケースの受けるべきだとは思う。暫 定回避等の方法であるべきではない。
- ・自立援助ホームだけでなく、地域の社会的養護全体の課題である。地域で必要であれば、一時 保護専用の施設を作る。
- ・児童相談所との十分な連携は必要。
- ・入居率が高くない(7、8割)のであれば依頼があって当然とも思う。
- ・一時保護所の地域分散化が謳われている。
- ・年齢関係なく受け入れていた時期もあったが、本利用者への影響が小さくなかった。
- ・一時保護の定義はどうなっているのか?定義がはっきりしないと議論のしようがない部分もある。
- ・児童相談所のアセスメント、職員の十分な配置は必須であろう。

⇒平井相談役より

・自立援助ホームの機能と役割を再考し、一時保護やショートステイのあり方を検討されたい。

○若者ショートステイ

・在宅指導措置や自立支援拠点事業を自立援助ホームとして、どのように体現、運用できるか。

次回 | 2022年2月7日(月) 10:00~12:00 場所:オンライン(zoom)